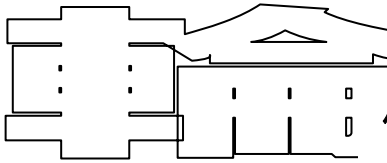

令和４年７月号

伊勢市青少年相談センターだより

伊勢市青少年相談センター　伊勢市小俣町元町５４０　小俣総合支所２階

TEL 0596-22-7894 FAX 0596-23-8641　s-soudan@city.ise.mie.jp

令和4年度「青少年非行防止活動夏季強化期間」

令和４年７月１日（金）～８月３１日（水）　三重県内

子どもたちにとって待ちに待った夏休み。学校以外での様々な体験ができる機会ですが、一方、学校や勉強から離れて、子どもたちの気もゆるみがちになり、夜遅くまで出歩いたり、お酒やたばこに手を出したりするなど、非行の兆しを持ちやすい時期でもあります。加えて夜遅くまで出歩くことなどにより、犯罪被害に遭う危険も高くなります。

毎年７月に行われる内閣府主唱の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」に合わせて、三重県では７月１日～８月３１日までの２か月間を「青少年非行防止活動夏季強化期間」に設定しています。今年は、内閣府の**最重点課題が「ペアレンタルコントロール等によるインターネット利用に係る子どもの犯罪被害等の防止」**で、県の最重点課題にもなっています。ＳＮＳ利用に起因する児童買春、児童ポルノを始めとする被害児童数は近年増加傾向にあります。最重点課題のほか五つの重点課題があります。

重点課題　（１）有害環境への適切な対応
（２）薬物乱用対策の推進
（３）不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
（４）再非行（犯罪）の防止
（５）重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応

※ 子どもの安全のために保護者（ペアレント）がネット利用環境を整えてあげることを「ペアレンタルコントロール」と言います。その代表が、フィルタリングです。

青少年の日　７月５日

家庭の日　７月17日

万引きは犯罪です！子どもの万引きについて

万引きはどんな犯罪？

刑法には「万引き」という罪名はありません。万引きは刑法上の「窃盗罪」に該当します。窃盗罪は刑法第 235 条「他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する」と定められています。なお、万引きをして店の人に見つかり、逃走しようとして追いかけてきた店員ともみあいになり、相手に怪我をさせてしまうと「事後強盗」となり、「強盗罪」が適用される可能性があります。強盗罪は５年以上の懲役です。万引きで見張り役をしただけでも「共犯」となり、人をそそのかして万引きをさせると「教唆犯」となります。主犯と同罪です。

少年が万引きをしたらどうなる

子どもの年齢が 14 歳未満の場合は刑事責任能力無しとされ、処罰の対象にはなりません。書類は児童相談所に送られます。民法改正で 18 歳から成人となりましたが、14 歳以上 20 歳未満は少年法の対象です。

少年法の対象とされると、家庭裁判所に書類送致されます。家庭裁判所は調査の結果、必要と認めれば「少年審判」を開始します。処分は「不処分」「保護処分」があり、保護処分は「少年院送致」「保護観察」があります。

少年でも重大事件は検察庁に逆送され刑事裁判の対象になります。

万引きでは、初犯で被害弁償をしていて悪質でないと判断されると不処分とか、保護観察の処分が多いようです。保護観察になると定期的に保護司と面会をして、生活状況を報告するとともに決められた約束事を守るようにします。普通に自宅で生活でき学校や仕事に通うことができます。

子どもが万引きをした理由　（全国万引き犯罪防止機構の調査から）

1 欲しいものがあっても買ってもらえなかったから
2 ドキドキして楽しい（スリルを味わうことができる。）
3 友達がやっているから（仲間外れにされる、いじめられる。）
4 万引きを犯罪と認識していない（犯罪として理解できていない。）
5 親や勉強に対する不満やストレスの解消のため

もし、自分の子どもが万引きで捕まったりしたらその理由をよく聞いて再発防止を一緒に考えましょう。まずは、子どもとの信頼関係が大事です。